



第三者行為に該当するのは、次のような事例です。(下記は第三者行為の多い事例です)

※第三者行為とは、交通事故など他人の行為によって受けた負傷のことをいいます。



交通事故(車同士やバイク等)



自転車による事故



購入品や飲食店などでの食中毒



ケンカや暴力行為による負傷



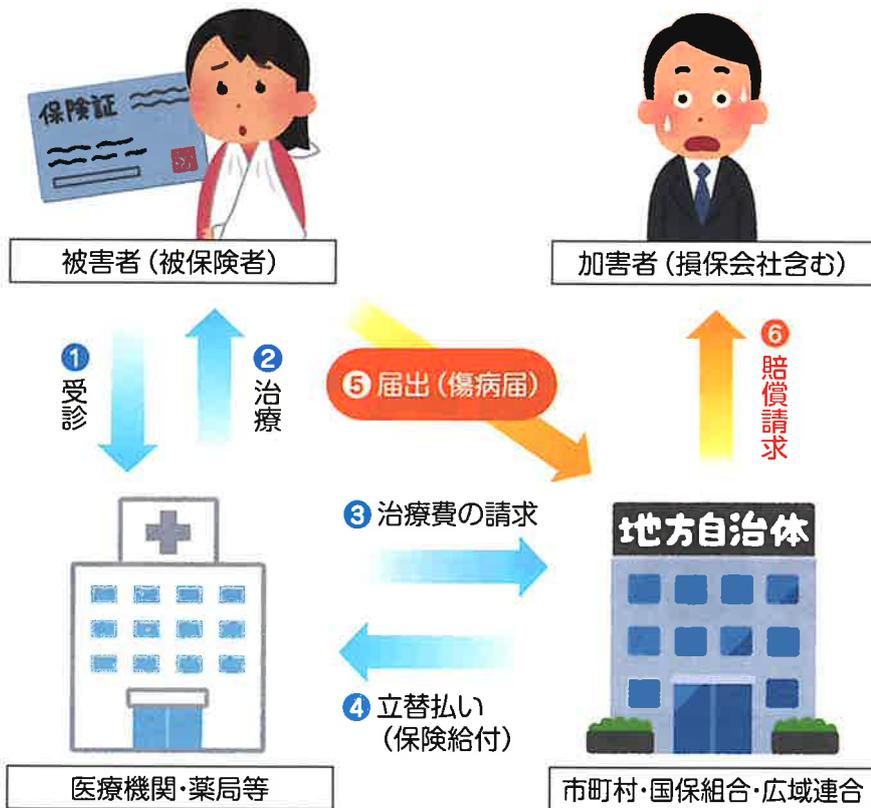
他人のペットによる負傷



他者所有の施設内や物による事故

なぜ届出が必要なのでしょう…？

加害者に対して、治療費（保険給付額）を請求するためです。



加害者の故意または過失により負傷したとき、本来その治療費は加害者が負担することになりますが、保険証を使用したときは、市町村・国保組合・広域連合が治療費を立替えて医療機関等に支払っています。（窓口負担額を除く）

保険者は立替えた額を加害者に請求することになりますが、**届出がないと損害賠償請求ができません。**

医療保険は、皆様の保険料（税）と公費等により運営されています。健全な保険運営のため、届出をお願いします。

第三者行為による事故にあってしまったら…？

- 交通事故等にあったら警察に連絡しましょう。
- 医療機関を受診する場合は、必ず第三者行為による負傷であることを伝えましょう。

医療保険を使用した場合は（国保・後期高齢者医療）

- お住まいの市町村または加入している国保組合の担当窓口へ速やかに届出をしましょう。
※法令により届出義務があります。
- 事故を起こした場で安易に示談することは、やめましょう。
※業務中や通勤途中の事故は、原則 労災保険の対象となります。

